

財務省

ベトナム社会主義共和国
独立 – 自由 – 幸福

番号: 155/2015/TT-BTC

ハノイ, 2015 年 10 月 6 日

証券市場における情報開示を指南する通達

2006 年 6 月 29 日の証券法に基づき;

2010 年 11 月 24 日の証券法の一部を修正, 補充する法律に基づき;

2014 年 11 月 26 日の企業法に基づき;

2012 年 7 月 20 日の証券法及び証券法の一部を修正, 補充する法律の一部の詳細を定め施行を指南する政府の 2012 年議定第 58 号 (58/2012/ND-CP) に基づき;

2015 年 6 月 26 日の 2012 年 7 月 20 日の証券法及び証券法の一部を修正, 補充する法律の一部の詳細を定め施行を指南する政府の 2012 年議定第 58 号の一部を修正, 補充する政府の 2015 年議定第 60 号 (60/2015/ND-CP) に基づき;

2015 年 5 月 5 日の派生証券及び派生証券市場について定める政府の 2015 年議定第 42 号 (42/2015/ND-CP) に基づき;

2013 年 12 月 23 日の財務省の職能, 任務, 権限及び組織機構を定める政府の 2013 年議定第 215 号 (215/2013/ND-CP) に基づき;

国家証券委員会委員長の提議をうけ;

財務大臣は証券市場における情報開示を指南する通達を制定する。

第 1 章

一般規定

第 1 条 調整範囲, 適用対象

1. この通達は, ベトナム証券市場における情報開示について定める。

2. 適用対象:

a) 公開会社, 債券発行組織 (政府債, 政府保証債及び地方債の発行組織を除く);

b) 証券会社, ファンド管理会社, ベトナムにおける外国ファンド管理会社支店, 公開ファンド;

c) 証券取引所, ベトナム証券保管振替センター (以下、「証券保管振替センター」と省略する);

d) 法令の規定により情報開示の対象となる投資家;

d) その他の関係者.

第2条 用語の解釈

この通達において, 以下の各用語は次のとおり理解される:

1. 公開会社とは, 証券法第25条1項の規定による株式会社である.

2. 大規模公開会社とは, 会計監査を受けた直近年度の財務報告書において1200億ドン以上の株主資本を有する公開会社である.

3. 公開ファンドとは, クローズエンド型ファンド, オープンエンド型ファンドであり, ETF 及び公募証券投資会社を含む.

4. 情報開示の対象となる投資家は, 以下からなる:

a) 公開会社の内部者, 公開ファンドの内部者及び内部者の関係者である投資家;

b) 公開会社の議決権付流通株券総数の5%以上を保有する大株主, 関係者のグループ; クローズエンド型ファンドの出資証書の5%以上を保有する投資家; 公開会社の譲渡制限期間にある発起株主, 公募証券投資会社; 公開ファンドの発起人;

c) 公開会社の大株主となるか, クローズエンド型ファンドの出資証書の5%以上を保有することになる買収に関する投資家又は投資家のグループ;

d) 公開会社の株券の公開買付を行う組織, 個人.

5. 公開会社の内部者:

a) 取締役;

b) 監査役, 内部会計監査委員;

c) 社長又は総社長, 副社長又は副総社長又は株主総会又は取締役会により任命される相当の各管理職; 会社定款の定めに基づき会社の名義で会社の取引を締結する権限を有するその他の管理職の地位にある個人;

d) 財務担当役員, 会計主任, 財務会計部長, 会計担当者;

d) 法定代表者, 情報開示受任者.

6. 公開ファンドの内部者:

a) 公募証券投資ファンド役員, 公募証券投資会社取締役;

b) ファンド管理会社の取締役会又は社員総会の構成員, 会社会長; 監査役 (あれば), 内部会計監査部門の構成員 (あれば); 執行役;

c) ファンド管理会社の財務担当役員, 会計主任, 財務会計部長, 会計担

当者; 公開ファンド, 公募証券投資会社の執行者;

d) 法定代表者, 情報開示受任者.

7. 情報開示日とは, この通達第5条1項に定められたいずれかの情報開示手段に情報が現れた日である.

8. 情報開示報告日とは, fax の送信日, email による電子データの送信日, 国家証券委員会, 証券取引所の電子情報システムに情報が取得された日又は国家証券委員会, 証券取引所が情報開示について報告する文書を受領した日のいずれかの最も早い日.

9. 公開会社の議決権付流通株券総数とは, 会社の発行済議決権付株券総数から公開会社により自己株券として買い戻された議決権付株券総数を除いたものである.

10. 取引登録組織とは, 証券取引所の取引システム Upcom に取引登録された証券を有する組織である.

11. 上場組織とは, 証券取引所に上場された株券を有する組織である.

12. 証券分野に属する公益に係る部門の会計監査の実施を認可された会計監査組織とは, 公益に係る部門の独立会計監査に関する通達(183/2013/TT-BTC)第4条1項の規定により権限を有する国家機関により証券分野に属する公益に係る部門の財務報告書, 財務情報及びその他の報告書の会計監査, レビューの実施を認可された会計監査組織である.

13. 公益に係る部門の会計監査の実施を認可された会計監査組織とは, 公益に係る部門の独立会計監査に関する通達(183/2013/TT-BTC)第4条2項の規定により権限を有する国家機関により公益に係る部門の財務報告書, 財務情報及びその他の報告書の会計監査, レビューの実施を認可された会計監査組織である.

14. 証券取引完了日は, 以下の通り確定される:

a) 証券取引所を介して取引が行われた場合, 取引の決済が終了した日;

b) 証券取引所を介して取引が行われなかった場合, 証券保管振替センターにおいて証券の所有権の移転が終了した日.

第3条 情報開示原則

1. 情報開示は, 完全に, 正確に, 遅滞なく法令の規定に従い, かつ, 以下を保障しなければならない:

a) 情報開示対象者は, 開示情報の内容につき責任を負わなければならない. 開示された情報の内容に変更がある場合, 情報開示対象者は, 以前に開示された情報からの変更内容及び変更理由を開示しなければならない;

b) 証券価格に影響を及ぼす事実, 情報が存在する場合, 情報開示対象者は, 当該事実, 情報について認識したときから24時間以内又は国家証券

委員会、証券取引所の求めにより当該事実、情報について確認又は訂正しなければならない;

c) 個人情報の開示は、公民身分証明カード番号、人民証明番号又は有効な旅券番号、連絡先、恒久的住所、電話番号、fax 番号、email アドレス、証券取引口座番号、証券保管振替口座番号、銀行口座番号を含み、関係する主体が同意する場合にのみ行われる。

2. この通達第1条2項に定められた各対象者は、情報を開示する際、同時に所定の情報を完全に含む開示情報の内容について国家証券委員会及び当該証券の上場、取引登録先の証券取引所に報告しなければならない。開示情報がこの条第1項c号に定められた個人情報を含み、かつ、情報開示対象者がこの情報の公開を望まない場合、国家証券委員会及び証券取引所に2通の文書を送付しなければならない。そのうち1通は完全に個人情報を含む情報開示に関する報告書、もう1通は国家証券委員会及び当該証券の上場、取引登録先の証券取引所が情報開示を行うための個人情報を含まない報告書とする。

3. 情報開示対象者は、開示、報告された情報を以下の規定に従い保存、保管する責任を有する:

a) 定期開示情報は文書(あれば)及び電子データの形式で、最低10年、保管されなければならない。この情報は情報開示対象者のウェブサイトにおいて最低5年保管されなければならない;

b) 臨時又は要請に基づく開示情報は情報開示対象者のウェブサイトにおいて最低5年間保管されなければならない。

4. 証券市場における開示情報の言語は、ベトナム語である。ベトナム語及び英語による情報開示は、国家証券委員会による認可を受けた証券取引所、証券保管振替センターの規定により証券取引所、証券保管振替センターに適用される。その他の対象者は、証券取引所、国家証券委員会の規則の手引きにより英語による情報開示を奨励される。ベトナム語及び英語により情報開示が行われる場合、英語による開示情報の内容は、参考に止まる。

第4条 情報開示を行う者

1. 組織である情報開示対象者は、当該組織の法定代表者又は情報開示受任者である個人を通じて情報開示義務を履行しなければならない。

a) 法定代表者は、情報開示受任者により開示された情報に関する完全性、正確性及び適時性につき責任を負わなければならない。情報開示事実が発生したが、法定代表者及び情報開示受任者ともに不在である場合、執行役会で最上位の構成員が情報開示を代行する責任を有する;

b) 組織は委任が効力を生じる最低24時間前までにこの通達に付随して制定された別表第3による法定代表者又は情報開示受任者の情報提供書とともにこの通達に付随して制定された別表第1により国家証券委員

会及び証券取引所に法定代表者又は情報開示受任者を登録, 再登録しなければならない。

2. 個人である情報開示の対象者となる投資家は, 自らが情報開示義務を履行するか, 又は以下のとおり1つの組織(証券会社, ファンド管理会社, 公開会社, 保管振替会員, 証券保管振替センター又はその他の組織)又は1名の個人に情報開示義務を履行することを委任することができる:

a) 自ら情報開示義務を履行する場合, 最初の情報開示にあたり, 個人投資家は, この通達に付随して制定された別表第3により情報提供書を国家証券委員会及び証券取引所に提出しなければならない, かつ, 上記の情報提供書の内容の変更があったときは, 正確に, 遅滞なく, かつ, 完全に情報を提供する責任を有する;

b) 情報開示を委任する場合, 個人投資家は, 情報開示受任者が開示する当該情報の完全性, 正確性及び適時性につき責任を負わなければならない。投資家は, 自らの証券保有状況及び関係者との関係(あれば)に関する情報を情報開示を委任された組織又は個人にこれらの者が法令の規定による保有報告, 情報開示の義務を履行するために正確に, 遅滞なく, かつ, 完全に提供する責任を有する;

個人投資家は, 委任が効力を生じる最低24時間前までにこの通達に付随して制定された別表第3による当該個人投資家及び(情報開示受任者が個人である場合)情報開示受任者それぞれの情報提供書とともにこの通達に付随して制定された別表第2により情報開示受任者を国家証券委員会, 証券取引所に登録, 再登録しなければならない。

3. 外国投資家は, この通達及びベトナム証券市場における外国投資活動を指南する証券法令の規定による報告及び情報開示義務を履行する。

4. ファンド管理会社が行う公開ファンド, 公募証券投資会社の情報開示。

第5条 情報開示手段

1. 情報開示手段は以下からなる:

a) 情報開示対象者ある組織のウェブサイト (website);

b) 国家証券委員会の情報開示システム;

c) 証券取引所のウェブサイト;

d) 証券保管振替センターのウェブサイト;

d) 法令の規定によるその他の公的な情報手段 (印刷された新聞, 電子新聞など)。

2. 情報開示対象者である組織は以下の規定に従い ウェブサイトを開設しなければならない:

a) 公開会社は, 公開会社となった日から6か月以内にウェブサイトを開設しなければならない。公募債券発行組織は, 債券公募を行う前にウェブ

ブサイトを開設しなければならない。証券会社、ファンド管理会社は、正式に活動する際にウェブサイトを開設しなければならない。上場、取引登録組織は証券取引所に上場、取引登録の登録手続を行った後、ウェブサイトを開設しなければならない；

b) ウェブサイト開設する際は、国家証券委員会、証券取引所に報告し、かつ、ウェブサイトを完了した日又はこのウェブサイトのアドレスを変更したときから 3 営業日以内にウェブサイトのアドレス及びこのアドレスに関する変更を公開しなければならない；

c) ウェブサイトは、事業分野、業種に関する内容を備えていなければならない。かつ、企業法の規定による国家企業登録ポータル上で公開されるべき内容及びこの内容に関連する変更；株主（投資家）関係の個別の項目を通知しなければならない。そこにおいて会社定款、内部統制規則（あれば）、目論見書（あれば）及びこの通達に規定される定期、臨時及び要請に基づく開示情報を開示しなければならない；

d) ウェブサイトは、情報が掲載された時間を表示するしなければならない。同時に投資家が当該ウェブサイトにおいてデータを容易に検索してアクセスできるようにしなければならない。

3. 公開会社、発行組織、証券会社、ファンド管理会社は、この条第 1 項 a 号、b 号に定められた手段で情報を開示しなければならない。

4. 上場又は取引登録されている組織；会員証券会社；上場公開ファンド、公募証券投資会社は、この条第 1 項 a 号、b 号、c 号に定められた手段で情報開示を行う。

5. 証券取引所は、この条第 1 項 c 号に定められた手段で情報開示を行う。

6. 証券保管振替センターは、この条第 1 項 d 号に定められた手段で情報開示を行う。

7. 情報開示義務が法令の規定による休祝日に発生した場合、この条第 3 項及び第 4 項の対象者は、この条第 1 項 a 号に定められた手段で情報開示を行い、かつ、休祝日が明けた後、法令の規定による情報開示義務完全に履行する。

8. 国家証券委員会の情報開示システム、証券取引所のウェブサイトにおける情報開示は、国家証券委員会、証券取引所のガイダンスによる。

第 6 条 情報開示の延期

1. やむを得ない理由（災害、火災等）による場合、情報開示対象者は、情報開示を延期することができる。情報開示対象者は、事実が発生したときは、直ちに情報開示の延期について国家証券委員会、証券取引所に報告しなければならない。そこには情報開示を延期する理由を明示し、同時に情報開示の延期を開示しなければならない。

2. 不可抗力を克服したときは、直ちに情報開示対象者は、それまで開

示されていなかった法令の規定による情報を完全に開示する責任を有する。

第7条 情報開示に関する違反処分

組織、個人に情報開示に関する法令に違反する行為があるときは、違反の性質、程度に応じて懲戒処分を受け、行政違反処罰を受け、又は刑事責任の追及を受ける；損害を与えたときは、法令の規定に従い賠償しなければならない。

第2章

公開会社の情報開示

第8条 定期情報開示

1. 公開会社は、以下の原則に従い公益に係る部門の会計監査の実施を認可された会計監査組織による会計監査を受けた年次財務報告書を開示しなければならない：

a) 財務報告書は企業会計に関する法令の規定に従い報告、別表、説明を完全に含まなければならない；

公開会社が他の組織の親会社である場合、公開会社は、2通の報告書、すなわち、企業会計に関する法令の規定による自部門の個別財務報告書及び連結年次財務報告書を開示しなければならない；

公開会社が直属する法人格を持たない単位を有する高位の企業である場合、企業会計に関する法令の規定に従い自部門の個別財務報告書及び統合年次財務報告書を開示しなければならない；

b) 会計監査を受けた年次財務報告書の全文は当該財務報告書に関する会計監査報告書を含めて完全に開示されなければならない。会計監査が財務報告書をすべて承認しない場合、公開会社は、年次財務報告書、会計監査報告書に会社の説明文書を添付して開示しなければならない；

c) 年次財務報告書の開示の期限：

公開会社は、会計監査組織が会計監査報告書に署名してから10日以内に会計監査を受けた年次財務報告書を開示しなければならない；会計年度の末日から90日を過ぎてはならない；

公開会社が連結年次財務報告書又は統合年次財務報告書を作成しなければならない上記の期限までに年次財務報告書の開示を終えられない場合；又は公開会社の子会社、連結会社が会計監査を受けた年次財務報告書、連結年次財務報告書又は統合年次財務報告書を作成しなければならない（期限までに年次財務報告書の開示を終えられない場合）；国家証券委員会は、書面による会社の請求があれば年次財務報告書の開示の期限を検討するが、会計年度の末日から100日を超えてはならず、関係法令の規定に適合すること。

2. 公開会社は、この通達に付随して制定された別表第4により年次報

告書を作成しなければならず、かつ、この報告書を会計監査を受けた年次財務報告書の遅くとも 20 日後かつ会計年度の末日から 120 日以内に開示しなければならない。

年次報告書の財務情報は会計監査を受けた年次財務報告書と合致しなければならない。

3. 年次株主総会の会議に関する情報開示

a) 株主総会の会議の遅くとも 10 日前までに、公開会社は、株主総会の会議について会社及び国家証券委員会、証券取引所（上場組織、取引登録組織である場合）のウェブサイトにおいて開示しなければならず、そこには招集通知、会議に出席する委任代理人を指定する雛形、会議の議事次第、投票用紙、監査役、取締役を選任する場合には候補者の名簿及び詳細情報；決定の採択の基礎となる参考資料及び会議の議事次第の議題ごとの議案を含む年次株主総会の全ての会議資料にいたる経路を明示しなければならない。

株主総会の会議資料は株主総会が終了するまで掲載され、かつ、修正、補充（あれば）を更新しなければならない；

b) 一回目の株主総会の会議が成立しなかった場合、公開会社は、議事次第及び次の会議の開催を予定する時点について開示しなければならず、株主総会が成立するまでこの項 a 号の規定に従い引き続き株主総会の会議資料を掲載し、株主がダウンロードできるようにしなければならない。次の会議を開催する時点は企業に関する法令の規定による；

c) この通達第 9 条 1 項 c 号の規定に従い議事録、年次株主総会の決議は開示されなければならない。

4. 募集活動及び資金使用報告書に関する情報開示

a) 証券私募、証券公募を行う公開会社は、証券募集に関する法令に従い情報開示義務を履行する；

b) 投資プロジェクトを実施するための資金調達を行う場合、募集が終了した日からプロジェクトの完了まで；又は調達された資金を支払い終えたときまで 6 か月毎に、公開会社は、国家証券委員会に報告を行い、かつ、募集により得た資金の使用の進捗に関する情報を開示しなければならない。資金使用計画、資金使用目的の内容を変更する場合、この内容の変更の決定から 10 日以内に、発行組織は、国家証券委員会に報告し、かつ、発行組織のウェブサイトにおいて変更内容の情報を開示しなければならない。全ての変更は直近の株主総会に改めて報告しなければならない。

発行組織は、会計監査を受けて株主総会で確認された資金使用報告書を開示するか、又は、会計監査を受けて確認された年次財務報告書において募集により得た資金の使用の詳細に説明しなければならない。この規定は公開会社が債務を交換するため、又は、株式、持分を交換するため株券募集する場合に適用しない。

5. 外国保有比率に関する情報開示

公開会社は、自社の外国保有比率制限及びこの保有比率に係る変更に関する情報を会社のウェブサイト及びベトナム証券市場における外国投資活動を指南する証券法令の規定による証券取引所及び証券保管振替センターのウェブサイト上で開示しなければならない。

第9条 臨時情報開示

1. 公開会社は、以下の事実が発生してから 24 時間以内に情報を臨時開示しなければならない:

a) 会社の銀行口座が凍結された、又は、凍結されていた口座が活動の再開を許された。但し、凍結が会社自身の求めによる場合を除く;

b) 事業活動の一部又は全部の休止; 1 つ以上の投資, 事業分野業種の補充又は撤回; 企業登録証明書又は設立及び活動許可書あるいは活動許可書の停止又は回収; 国家証券委員会から募集登録証明書の発給後の目論見書の情報の変更;

c) 株主総会の決定の採択 (株主総会の決議, 議事録又は (書面により株主の意見を聴取する場合においては) 開票調書を含む)。株主総会が上場廃止を採択する場合, 会社は, 上場廃止に関する情報に添付して大株主でない株主が採択した比率を開示しなければならない;

d) 自己株券の売買の決定; 株券購入権付き社債権者の株券購入権が行使された日又は転換社債が株券に転換された日; 外国への証券募集の決定及び企業に関する法令の規定による証券募集に係る決定;

d) 配当額, 配当の支払形式, 配当の支払期限に関する決定; 株式分割の決定;

e) 企業の再編 (企業の消滅分割, 存続分割, 新設合併, 吸収合併), 企業の解散; 会社の社名, 社印の変更; 本店, 支店又は営業所の移転, 新設又は閉鎖; 修正, 補充 定款; 会社の中期発展戦略, 計画及び年次事業計画に関する決定;

g) 会計期間の変更, 適用される会計方針の変更の決定 (適用される会計方針の変更が法令の規定の変更による場合を除く); 会計監査業者との年次財務報告書の会計監査契約の締結の通知又は (契約が締結された後の) 会計監査業者の異動; 会計監査業者による会社の財務報告書の会計監査の拒否; 財務報告書の遡及調整の結果 (あれば); 会計監査人の財務報告書に対する無限定適正意見でない意見;

h) 設立出資への参加, ある会社に対する保有を増加させ当該会社が子会社, 合弁会社, 連結会社となる取得又は子会社, 合弁会社, 連結会社に対する保有を減少させることにより当該会社が子会社, 合弁会社, 連結会社ではなくなる売却又は解散 子会社, 合弁会社, 連結会社の解散; 支店, 工場, 駐在事務所の閉鎖, 開設の決定;

i) 会社と内部者又は関係者との間の契約, 取引を採択する株主総会又

は取締役会の決定;

k) 転換社債, 優先株券の発行の決定;

l) 流通する議決権付株券総数に変更があるとき. 情報開示を行う時点は以下のとおり:

会社が追加の株券を発行する場合, 会社が国家証券委員会に発行の結果を報告する時点は証券発行に関する法令による;

会社が自己株券を取引する場合, 会社が自己株券取引の結果を報告する時点は自己株券取引に関する法令による;

会社がその被用者が選択したプログラムにより従業員の株券を買い取る又は証券会社を通じて会社の端株券を買い取る; 証券会社が顧客の求めにより又は取引を訂正するために自社の株券を購入する場合, 会社は, 取引が完了した月の初めから 10 日以内に情報を開示し, かつ, 情報開示日まで更新しなければならない.

m) 修正, 補充された会社の企業登録証明書又は設立及び活動許可書あるいは活動許可書を受領したとき;

n) 会社が内部者を異動, 新任, 再任, 罷免したとき. 内部者の異動, 新任, 再任, 罷免に関する情報開示の日から 3 営業日以内に, 会社は, この通達に付随して制定された別表第 3 により新たな内部者 (あれば) の情報提供書を国家証券委員会, 会社の上場, 取引登録先の証券取引所に送付する;

o) 会社の内部者に対する訴追, 拘留, 刑事責任の追求の決定を受領したとき;

p) 会社の活動に関係する裁判所の判決, 決定を受領したとき; 会社の税法違反に関する課税当局の結論;

q) 会社の借入の総額が会計監査を受けた直近年度の財務報告書又はレビューを受けた直近の半期財務報告書に計上された所有者資本の 30% 以上の価額を有することになる借入又は社債の発行の決定.

会社の借入の総額が会計監査を受けた直近年度の財務報告書又はレビューを受けた直近の半期財務報告書に計上された所有者資本の 30% 以上に達する場合, 会社は, 会計監査を受けた直近の年次財務報告書又はレビューを受けた直近の半期財務報告書による所有者資本の 10% 以上の価額を有する追加の借入又は追加の社債発行の決定に関する情報を開示する;

r) 会社が企業の倒産手続の開始の申立てを受理する裁判所の通知を受領した;

s) 会社の生産事業活動又ガバナンス状況に大きな影響があるその他の事実が生じたとき.

2. 臨時株主総会又は書面で株主の意見を聴取する形式で株主総会が採択した決議に関する情報開示:

a) この通達第 8 条 3 項の規定により開催された臨時株主総会に関する情報開示;

b) 書面により株主総会の意見を聴取する場合, 意見聴取票の返送の期限の遅くとも 10 日前までに, 公開会社は, 自社のウェブサイトにおいて意見聴取票, 株主総会の議案及び議案の説明資料を開示しなければならない, 同時に全ての株主に送付しなければならない。

3. この条第 1 項の規定による情報を開示するにあたり, 公開会社は, 発生した事実, 原因及び解決策 (あれば) を明示しなければならない。

4. 既存株主の権利行使登録の最終日に関連する情報開示。

公開会社は, 予定される既存株主の権利行使登録の最終日に関連する法的根拠である資料を証券保管振替センター, 証券取引所 (上場, 取引登録組織である場合) に完全に報告し, かつ, 提出し, 国家証券委員会に報告し, 同時に予定される登録の最終日の遅くとも 10 日前までに情報を開示する。

5. その他の特別な場合の情報開示は, 次のとおり:

a) 会計期間の変更後, 公開会社は, 企業会計に関する法令の規定に従い会計監査組織が会計監査報告書に署名してから 10 日以内に会計期間の変更後の会計監査を受けた財務報告書を開示する;

b) 企業所有形式の変更を完了した後, 公開会社は, 企業会計に関する法令の規定による会計監査を受けた企業所有形式の変更後の財務報告書を会計監査組織が会計監査報告書に署名してから 10 日以内に開示する;

c) 消滅分割, 存続分割, 吸収合併の後, 消滅分割, 存続分割又は吸収合併された企業である公開会社は, 企業会計に関する法令の規定による会計監査を受けた企業の消滅分割, 存続分割, 吸収合併後の財務報告書会計監査組織が会計監査報告書に署名してから 10 日以内に開示する。

第 10 条 要請に基づく情報開示

1. 以下の場合, 公開会社は, 国家証券委員会, 会社の上場, 取引登録先の証券取引所の要請を受けたときから 24 時間以内情報開示しなければならない:

a) 投資家の合法的利益に重大な影響がある事実が発生したとき;

b) 証券価格に大きな影響を及ぼす会社関係情報が存在し, 当該情報の確認が必要であるとき。

2. 要請に基づく開示情報の内容は, 国家証券委員会, 証券取引所により開示を求められた事実; 原因及び当該事実の信憑性に関する会社の評価, 解決策 (あれば) を明示しなければならない。

第 3 章

上場組織, 大規模公開会社の情報開示

第 11 条 定期情報開示

1. 上場組織, 大規模公開会社は, 証券分野に属する公益に係る部門の会計監査の実施を認可された会計監査組織による会計監査を受けた年次財務報告書を開示し, かつ, この通達第 8 条の規定によるその他の内容を開示しなければならない。

2. 上場組織, 大規模公開会社は, 証券分野に属する公益に係る部門の会計監査の実施を認可された会計監査組織によるレビューを受けた半期財務報告書を開示しなければならない。

a) 半期財務報告書は“中間財務報告書”会計基準に準拠し, 会社の上期の財務データを表示する, この通達第 8 条 1 項 a 号の規定に従い作成された中間財務報告書である。半期財務報告書は財務報告書のレビュー作業に関する基準に従いレビューを受けなければならない。半期財務報告書の全文は会計監査意見及びレビューを受けた半期財務報告書を会計監査人が不十分であると結論付けた場合には会社による説明文書とともに完全に開示されなければならない;

b) 半期財務報告書の開示の期限:

上場組織, 大規模公開会社は, 会計監査組織がレビュー報告書に署名してから 5 日以内にレビューを受けた半期財務報告書を開示しなければならない。会計年度の上期の末日から 45 日を過ぎてはならない。

上場組織, 大規模公開会社が連結半期財務報告書又は統合半期財務報告書を作成しなければならない上記の期限までに半期財務報告書の開示の終えられない場合; 又は上場組織, 大規模公開会社の子会社, 連結会社がレビューを受けた半期財務報告書, 連結半期財務報告書, 統合半期財務報告書を作成しなければならない上記の期限までに半期財務報告書の開示を終えられない場合, 国家証券委員会は, 書面による会社の請求があれば半期財務報告書の開示の期限を検討する。但し, 会計年度の上期の末日から 60 日を超えず, 関係法令の規定に適合すること。

3. 上場組織, 大規模公開会社は, 四半期財務報告書又はレビューを受けた四半期財務報告書(あれば)を開示しなければならない。

a) 四半期財務報告書は“中間財務報告書”会計基準に準拠し, この通達第 8 条 1 項 a 号の規定に従い作成された中間財務報告書である。四半期財務報告書又はレビューを受けた四半期財務報告書(あれば)の全文は会計監査意見及びレビューを受けた四半期財務報告書(あれば)を会計監査人が不十分であると結論付けた場合, 会社による説明文書とともに完全に開示されなければならない;

b) 四半期財務報告書の開示の期限:

上場組織, 大規模公開会社は, 四半期の末日から 20 日以内に四半期財務報告書を開示しなければならない。上場組織, 大規模公開会社は, レビュ

一を受ける四半期財務報告書(あれば)を会計監査組織がレビュー報告書に署名してから5日以内に開示する。

上場組織、大規模公開会社が連結四半期財務報告書又は統合四半期財務報告書を作成しなければならない上記の期限までに四半期財務報告書の開示を終えられない場合;又は上場組織、大規模公開会社の子会社、連結会社が連結四半期財務報告書、統合四半期財務報告書を作成しなければならない上記の期限までに四半期財務報告書の開示を終えられない場合、国家証券委員会は、書面による会社の請求があれば四半期財務報告書の開示の期限を検討する。但し、四半期の末日から30日を超えず、関係法令の規定に適合すること。

4. この条第1項、第2項、第3項の上記財務報告書の情報開示にあたり、以下のいずれかが生じたときは、上場組織、大規模公開会社は、同時に原因を説明しなければならない:

a) 当期の事業活動結果報告書における企業所得税引き後利益に前年同期の報告書と比較して10%以上の増減があった;

b) 当期の税引後利益が損失となった;又は、前期利益が今期は損失に転換した、又は、その逆;

c) 事業活動結果報告書におけるデータ、年初からの累計の事業活動結果が開示された第2四半期財務報告書とレビューを受けた半期財務報告書;又は開示された第4四半期財務報告書と会計監査を受けた年次財務報告書との間で5%以上の差がある;又は損失であったものが利益に転換する、又は、その逆;

d) 当期の事業活動結果報告書におけるデータ、事業活動結果に会計監査又はレビューの前後で5%以上の差がある。

5. 上場組織、大規模公開会社が子会社、連結会社を有する、又は、附属する会計単位を有する場合、当該会社の財務報告書及び連結財務報告書、統合財務報告書に基づきこの条第4項に定められた事実発生の原因を説明しなければならない。

6. 6か月毎及び毎年、上場組織はこの通達に付随して制定された別表第5によりコーポレートガバナンス状況報告書に関する情報を開示しなければならない。コーポレートガバナンス状況報告書の情報開示の期限は遅くとも報告期間の末日から30日である。

第12条 臨時情報開示

上場組織、大規模公開会社は、この通達第9条に定められた場合及び以下の事実が発生してから24時間以内に情報を臨時開示しなければならない:

1. 会計監査を受けた直近年度の財務報告書又はレビューを受けた直近の半期財務報告書における株主資本の10%以上の減少又は総資産の10%以上の減少。

2. 定款資本の増減の決定; 会計監査を受ける直近の年次財務報告書又はレビューを受けた直近の半期財務報告書における会社の総資産の10%以上の価額での特定の組織への出資投資, プロジェクト, 借入, 貸付又はその他の取引決定; 特定の組織の定款資本の50%以上の価額を有する(出資前の時点の資本を受け入れる組織の定款資本により確定される)出資の決定; 会計監査を受ける直近の年次財務報告書又はレビューを受けた直近の半期財務報告書に計上された会社の総資産の15%以上の価額を有する財産の売買の決定.

3. 外国証券取引所に上場を承認された, 又は, 廃止された.

第13条 要請に基づく情報開示

上場組織, 大規模公開会社は, この通達第10条に規定される要請に基づく情報を開示する.

第14条 大規模公開会社の情報開示を開始及び終了する時点

1. 公開会社は, 証券保管振替センターが開示する大規模公開会社名簿に登載された時点からこの通達の規定に従い大規模公開会社の情報開示義務を履行する.

2. 証券保管振替センターが開示する名簿において大規模公開会社ではなくなった日から1年は, この通達の規定に従い会社は, 引き続き大規模公開会社のように情報開示義務を履行する.

第4章

社債上場組織, 公募社債発行組織の情報開示

第15条 社債上場組織の情報開示

1. 公開会社である社債上場組織はこの通達第11条, 第12条, 第13条の規定に従い情報開示を行う.

2. 社債上場組織がこの条第1項の対象者でないときは, 以下の情報開示を行う:

a) 年次財務報告書及びこの通達第8条1項, 2項の規定による年次報告書を開示する;

b) 臨時情報開示は, この通達第12条の規定による(有限責任会社であるときは取締役会は社員総会と読み替える);

c) この通達第10条の規定による要請に基づく情報開示.

第16条 公募社債発行組織の情報開示

1. 公募債券発行組織は, 債券公募に関する法令の規定に従い社債の公募について情報開示を行う.

2. 公募社債発行組織は, 社債公募が終了したときから社債の支払いの完了まで情報開示義務を履行する. 具体的には以下のとおり:

a) 年次財務報告書, この通達第 8 条 1 項, 2 項の規定による年次報告書に関する定期情報開示.

具体的に確定された投資プロジェクトの資金を調達するための債券公募においては, 募集が終了した日の月からプロジェクトの完了まで又は調達された資金を支払い終えるまで 6 か月毎に発行組織は, 募集により得た資金の使用の進捗に関する情報を報告期間 (6 か月毎) の末日から 5 営業日以内に開示しなければならない. 発行組織は, 株主総会において確認された会計監査を受けた資金使用報告書を開示するか, 又は, 会計監査を受けて確認された年次財務報告書において募集により得た資金の使用について詳細に説明しなければならない;

b) この通達第 9 条 1 項 a 号, b 号, e 号, h 号 及び r 号の規定による臨時情報開示及び発生した事実, 原因, 解決策 (あれば) の明記.

資金使用目的に目論見書に記載された内容と変更がある場合には, 発行組織は, 当該変更について理由及び決定, 取締役会, (株式会社につき) 株主総会の決議又は社員総会又は (有限責任会社につき) 会社所有者の決定に関する情報を資金使用目的の変更に関する決定から 24 時間以内に開示しなければならない;

c) 任意転換社債を発行する場合には, 遅くとも社債の転換日の 1 ヶ月前までには発行組織は, 社債保有者各自に通知を郵送しなければならない, かつ, 転換の時期, 比率, 価格及び登録先に関する情報開示を行わなければならない;

d) この通達第 10 条の規定による要請に基づく情報開示.

第 5 章

証券会社, ファンド管理会社, ベトナムにおける外国ファンド管理会社の支店の情報開示

第 17 条 定期情報開示

1. 証券会社, ファンド管理会社, ベトナムにおける外国ファンド管理会社の支店は, この通達第 11 条 1 項, 2 項, 3 項, 4 項, 5 項の規定 (証券会社, ファンド管理会社が有限責任会社である場合には株主総会の会議は社員総会の会議と読み替え, 取締役会は社員総会と読み替えるものとする) に従い定期情報開示を行う .

2. 証券会社, ファンド管理会社, ベトナムにおける外国ファンド管理会社の支店は, 6 月 30 日に証券分野に属する公益に係る部門の会計監査の実施を認可された会計監査組織によるレビューを受けた財務規制比率報告書を, また, 12 月 31 日に会計監査を受けた財務規制比率報告書をレビューを受けた半期財務報告書及び会計監査を受けた年次財務報告書を開示すると同時に開示しなければならない.

第 18 条 臨時情報開示

1. 証券会社, 株式会社であるファンド管理会社, ベトナムにおける外国ファンド管理会社の支店は, この通達第 12 条の規定及び以下の場合の事実が発生してから 24 時間以内に情報を臨時開示しなければならない:

a) 会社, 会社の証券営業者に対する証券及び証券市場の領域における行政違反処罰に関する国家証券委員会の決定を受領したとき; 証券会社, ファンド管理会社の総社長, 副総社長又は社長, 副社長が証券営業免許を回収されたとき;

b) 会社を監理, 特別監理ポストに置く, 又は監理, 特別監理ポストから外す国家証券委員会の決定を受領したとき; 活動停止, 活動休止又は活動停止, 活動休止の終了;

c) 公開会社でない証券会社の払込済定款資本の 10%以上を保有する株主, 出資社員となるための株式, 持分の譲渡取引; 定款資本の 10%以上を占める株式又は持分の所有権を変更する取引又は株主, 出資社員の保有比率が公開会社でないファンド管理会社の定款資本の 10%, 25%, 50%, 75%を超過し又は下回ることになる取引;

d) 国家証券委員会の国内又は国外の駐在事務所, 支店, 営業所の閉鎖, 設立の認可決定を受領したとき.

2. 有限責任会社である証券会社, ファンド管理会社は, この通達第 1 条 9 項 a 号, b 号, c 号, e 号, g 号, h 号, m 号, n 号, o 号, p 号, q 号, r 号, s 号, 第 12 条 1 項, 2 項, 3 項及びこの条第 1 項 a 号, b 号, c 号, d 号 (株主総会の会議は社員総会の会議と読み替え, 取締役会は社員総会と読み替えるものとする) に定められた事実が発生してから 24 時間以内に情報を臨時開示しなければならない.

3. 証券会社, ファンド管理会社, ベトナムにおける外国ファンド管理会社の支店は, この条第 1 項, 第 2 項の規定による情報開示にあたり発生した事実, 原因及び解決策 (あれば) を明記しなければならない.

第 19 条 要請に基づく情報開示

1. 証券会社, ファンド管理会社, ベトナムにおける外国ファンド管理会社の支店は, 投資家の合法的利益に影響する会社関係情報があるときは, 国家証券委員会, 証券取引所の要請を受けたときから 24 時間以内に情報開示しなければならない.

2. この条第 1 項に規定される開示情報の内容は, 国家証券委員会, 証券取引所により開示を求められた事実; 原因, 当該事実の確度及び解決策 (あれば) を明示しなければならない.

第 20 条 証券会社, ファンド管理会社, ベトナムにおける外国ファンド管理会社の支店のその他の情報開示

1. 証券会社は, 本店, 各支店, 営業所において取引方式, 発注, 信用取引, 決済期限, 取引手数料, 各提供役務及び会社の証券営業者の名簿に関する内容を通知しなければならない. 証拠金取引役務を提供する場合には, 証

券会社は、マージン要件、借入金利、借入期間、追加マージンコールの方式、証拠金取引取引を行っている証券の目録からなる各提供役務条件通知しなければならない。

2. 証拠金証券の担保権を実行する、又は担保証券を売却する注文を実行する前に、証券会社は、顧客に担保権の実行又は担保証券の売却に関して通知しなければならない。同時に会社のウェブサイトで情報を開示しなければならない(内部者及び内部者の関係者である顧客の証券を売却する場合につき)。取引が行われた後、顧客が法令の規定に従い報告、情報開示義務を履行するため証券会社は、遅くとも取引日の終了までに顧客に取引結果を通知する。

3. 委託顧客が自らの名義で保有する場合を除き、ファンド管理会社、外国ファンド管理会社の支店は、全ての株券がファンド管理会社、会社が管理している各投資ファンド及び委託顧客のポートフォリオに保有されるとき又は株券がベトナム国内支店、親会社及び委託顧客(外国ファンド管理会社の支店につき)にある発行組織の議決権付流通株券総数の5%以上保有されるとき又はクローズエンド型ファンドの出資証書の5%以上が保有されるときは、この通達第26条及び証券投資ファンド管理会社及びベトナムにおける外国ファンド管理会社支店の活動に関する法令の規定に従い大株主に適用される情報開示義務を履行しなければならない。

4. ファンド管理会社、ベトナムにおける外国ファンド管理会社支店は、自らの顧客が情報開示対象者に該当する場合において、顧客の信託財産を自らの名義で保有するときは、自らの顧客に代わり証券取引に関連する報告、情報開示義務を履行しなければならない。投資顧客が信託財産を自らの名義で保有する場合、顧客は法令の規定による保有報告、情報開示義務を履行する責任を有する。

第6章

公開ファンド、公募証券投資会社の情報開示

第21条 公開ファンドに関する定期情報開示

1. ETFを含むオープンエンド型ファンドの定期情報開示

a) 財務報告書

ファンド管理会社は、証券分野に属する公益に係る部門の会計監査の実施を認可された会計監査組織による会計監査を受けた年次財務報告書、会計監査又はレビューを受けた半期財務報告書及び四半期財務報告書をファンドについて開示しなければならない。財務報告書の内容は、関係ファンドに適用される会計に関する法令の規定による。財務報告書の提出期限はこの通達第11条1項、2項、3項の規定による。

b) 投資活動報告書

ファンド管理会社は、証券投資ファンドの設立及び管理に関する法令の規定に従い毎月、毎四半期、毎年、ファンドの投資活動報告書を報告し、

かつ、開示しなければならない；

c) 純資産額変動報告書

ファンド管理会社は、証券投資ファンドの設立及び管理に関する法令の規定に従い、毎週、ファンドの純資産額変動報告書を開示しなければならない；

d) ファンド管理活動要旨報告書

ファンド管理会社は、証券投資ファンドの設立及び管理に関する法令の規定に従いファンド管理活動要旨報告書を半年及び一年毎の定期的
に開示しなければならない。

2. クローズエンド型ファンドの定期情報開示

ファンド管理会社は、この条第1項a号、b号、c号の規定に従いクローズ
エンド型ファンドの財務報告書、投資活動報告書、純資産額変動報告書
を定期的に開示する。

3. 不動産投資ファンド、不動産証券投資会社の定期情報開示

ファンド管理会社は、この条第1項a号、b号、c号、d号の規定に従い
財務報告書、投資活動報告書、純資産額変動報告書、不動産投資ファンド、
不動産証券投資会社のファンド管理活動要旨報告書を定期的に開示する。

4. ファンド管理会社は、公開ファンドの投資主総会に関連する情報
開示をこの通達第8条3項の公開会社の株主総会に適用される規定に従
い行う。

5. この条第1項、第2項、第3項、第4項の規定のほか、ファンド管理会
社は、証券投資ファンドの設立及び管理に関する法令の規定に従い証券
投資ファンドのその他の情報開示義務を遵守しなければならない。

6. この条第1項の規定による財務報告書を除き、公開ファンドのその
他の定期情報の開示の期限は、次のとおりである：

a) 毎週の開示情報につき：翌週の最初の営業日。純資産額変動報告書
の情報開示の場合は評価日から3営業日以内；

b) 毎月の開示情報につき：前月の末日から5営業日以内；

c) 毎四半期の開示情報につき：直近の四半期の末日から20日以内；

d) 6か月毎(半年)の開示情報につき：直近の6か月(半年)の末日から
45日以内；

d) 毎年の開示情報につき：直近の年度の直近の末日から90日以内。

第22条 公開ファンドに関する臨時情報開示

1. ファンド管理会社は、公開ファンドに係る以下の事実が発生して
から24時間以内に情報を臨時開示しなければならない：

a) 出資証券公募証明書の発給；

- b) ファンド設立登録証明書の発給, ファンド設立登録証明書の調整決定;
- c) クローズエンド型ファンドの定款資本の変更の決定;
- d) 出資証券の募集が停止, 取り消された; 公開ファンドの募集が成功しなかった;
- d) ファンド定款, 目論見書の修正, 補充;
- e) 公開ファンドの内部者に係る訴追, 拘留, 刑事責任の追求の決定がなされたとき;
- g) 公開ファンドの内部者の異動, 新任, 再任, 罷免があったとき;
公開ファンドの内部者の異動, 新任, 再任, 罷免に関する情報開示日から3営業日以内にファンド管理会社は, 国家証券委員会及びファンド出資証券の上場先の証券取引所にこの通達に付随して制定された別表第3により新たな内部者の情報提供書を送付しなければならない;
- h) 登録の最終日, ファンドの投資家の権利行使日に関する開示;
- i) 公開ファンドの新設合併, 吸収合併, 消滅分割, 存続分割, 解散, 活動期間の延長, 財産の清算の決定;
- k) 公開ファンドの純資産額の誤った評価;
- l) 保管銀行, ファンド管理会社の異動; ファンド設立社員, 市場開設組織 (ETF ファンドにつき)の異動;
- m) 公開ファンドのポートフォリオの歪みの調整;
- n) スワップ取引の休止又は参照指数からの乖離が許容限度を超過していること (ETF ファンドにつき);
- o) この通達第1条9項 a号, d号, g号, p号に規定される場合.

2. ファンド管理会社は, この通達第9条2項の規定に従い臨時投資主総会又は書面による投資主総会の意見聴取に関する情報を開示しなければならない.

3. ファンド管理会社は, 証券投資ファンドの設立, 活動及び管理について指南する財務省の規定に従い公開ファンドに関するその他の臨時情報を開示しなければならない.

4. ファンド管理会社は, この条第1項, 第2項, 第3項に定められた事実に関する情報を開示するにあたり発生した事実, 原因, 計画及び解決策 (あれば) を挙げなければならない.

第23条 公募証券投資会社に関する定期情報開示

1. 財務報告書

ファンド管理会社は, この通達第11条の規定に従い証券投資会社の証券分野に属する公益に係る部門の会計監査の実施を認可された会計監

査組織による会計監査を受けた年次財務報告書、半期財務報告書及び四半期財務報告書を開示しなければならない。

2. 投資活動報告書

ファンド管理会社は、毎月、毎四半期、毎年、証券投資会社の設立及び管理に関する法令の規定に従い証券投資会社の投資活動報告書を開示しなければならない。

3. 純資産額変動報告書

ファンド管理会社は、証券投資会社の設立及び管理に関する法令の規定に従い、毎週、証券投資会社の純資産額変動報告書を開示しなければならない。

4. 公募証券投資会社の管理活動要旨報告書

ファンド管理会社は、証券投資会社の設立及び管理に関する法令の規定に従い証券投資会社の管理活動要旨報告書を半年、1年ごとの定期的

に開示しなければならない。

5. ファンド管理会社は、この通達第8条3項の規定に従い公募証券投資会社の株主総会に関する情報開示を行う。

6. 公募証券投資会社の定期情報開示の期限はこの通達第21条6項の規定による。

第24条 公募証券投資会社に関する臨時情報開示

1. ファンド管理会社は、公募証券投資会社に係る以下の事実が発生してから24時間以内に情報を臨時開示しなければならない：

a) 公募証券投資会社の株券の募集、発行の決定；会社が発給を受けた株券公募証明書、追加発行株券登録証明書；設立及び活動許可書、設立及び活動許可書の調整許可書；

b) 定款資本の増減の決定；

c) 公募証券投資会社の株券募集が停止、取り消された；

d) 証券投資会社の新設合併、吸収合併、解散、活動期間の延長、財産の清算の決定；証券投資会社が設立及び活動証明書を回収された；

d) 公募証券投資会社の純資産額の誤った評価；

e) 公募証券投資会社の定款、目論見書の修正；

g) 証券投資会社の株券取引の休止；

h) 社名変更；ファンド管理会社、保管銀行の異動；

i) 会社のポートフォリオの歪みの調整；

k) 会社の財務能力、活動に重大な影響を及ぼし得るその他の事実；

l) この通達第1条9項 a,号 d号, g号, i号, n号, o号, p号に規定される

場合.

2. ファンド管理会社は、この通達第 2 条 9 項の規定に従い公募証券投資会社の臨時株主総会の会議又は書面で株主の意見を聴取する形式で株主総会が採択した決議に関する情報を開示しなければならない。

3. ファンド管理会社は、財務省の証券投資会社の設立、活動及び管理の指南に関する規定に従い公募証券投資会社に関するその他の臨時情報を開示しなければならない。

第 25 条 公開ファンド、公募証券投資会社に関する要請に基づく情報開示

1. ファンド管理会社は、この通達第 10 条 1 項の規定による事実が発生し、国家証券委員会、証券取引所の要請を受けたときから 24 時間以内、及び以下の場合に公開ファンド、公募証券投資会社に関連する情報を開示しなければならない：

a) クローズエンド型ファンド、不動産投資ファンド、ETF ファンドの出資証券；公募証券投資会社の株券の価格及び取引量に関する臨時の変更があった；

b) 国家証券委員会、証券取引所の求めによるその他の事実。

2. ファンド管理会社は、国家証券委員会、ファンドの上場先の証券取引所の求めにより情報開示しなければならない、それには国家証券委員会、証券取引所により開示を求められた事実、原因、当該事実の確度を明記する。

第 7 章

その他の対象者の情報開示

第 26 条 大株主、クローズエンド型ファンドの出資証券の 5% 以上を保有する投資家の株券、出資証券保有に関する情報開示

1. ある公開会社、公募証券投資会社の議決権付流通株券総数 5% 以上を保有する組織、個人、関係者グループ、クローズエンド型ファンドの出資証券の 5% 以上を保有する投資家；又は大株主、クローズエンド型ファンドの出資証券の 5% 以上を保有する投資家は；又は大株主、クローズエンド型ファンドの出資証券の 5% 以上を保有する投資家でなくなったときは、大株主、クローズエンド型ファンドの出資証券の 5% 以上を保有する投資家となった日又は大株主、クローズエンド型ファンドの出資証券の 5% 以上を保有する投資家ではなくなった日から 7 日以内に、株券、クローズエンド型ファンド出資証券の取引についてこの通達に付随して制定された別表第 6 により情報開示し、かつ、公開会社、ファンド管理会社、国家証券委員会及び証券取引所（上場、取引登録株券、クローズエンド型ファンド出資証券につき）に報告しなければならない。

2. ある公開会社、公募証券投資会社の議決権付流通株券総数の 5% 以

上を保有する大株主、関係者グループ又はクローズエンド型ファンドの出資証書の5%以上を保有する投資家は、1%を超える株券、クローズエンド型ファンド出資証書の保有比率の増減があったときは(株券引受権の贈与又は受贈、寄付又は受寄、相続、譲渡又は譲受け等の場合を含む)、上記の異動があった日から7日以内にこの通達に付随して制定された別表第7により、情報開示し、かつ、国家証券委員会、証券取引所(上場、取引登録株券、クローズエンド型ファンド出資証書につき)及び公開会社、ファンド管理会社に報告しなければならない。

例えば: 投資家Aが上場組織Xの議決権付流通株券数の5.2%を保有していたとする。T日にA氏が株券Xの保有比率を5.2%から5.7%に増やす買い注文を発注した。その後、T'日にA氏は株券Xの保有比率を5.7%から6.1%に増やす買い注文を発注した。T'日の取引によりA氏の株券Xの保有比率は6%を超過したことになり、ゆえに、証券取引の決済が完了した日から7日以内に、A氏は自己の株券の保有比率の異動について情報開示し、かつ、X社、国家証券委員会及び証券取引所に報告しなければならない。

3. この条第1項、第2項の株券、クローズエンド型ファンド出資証書の5%以上の保有を開始又は終了した時点、又は、1%を超える株券、クローズエンド型ファンド出資証書の保有比率の異動があった時点はこの通達第2条14項の規定に従い証券取引を完了した時点から計算される。

4. この条第1項、第2項の規定は、議決権付流通株券の保有比率の異動が公開会社による自己株券の取引又は株券の追加発行によって発生した場合に適用しない。

5. 公開会社、ファンド管理会社は、この条に規定される各対象者の株券、株券購入権、出資証書の保有比率の異動に関連する報告書を受領してから3営業日以内に会社のウェブサイトにおいて開示する。

第27条 譲渡制限期間にある発起株主の取引に関する情報開示

1. 取引を行う遅くとも3営業日前までに、企業に関する法令の規定に従い譲渡制限を受ける株券を保有する発起株主は、この通達に付随して制定された別表第8により国家証券委員会、証券取引所(上場、取引登録株券につき)、証券保管振替センター及び公開会社に取引の実施に関する報告書を送付しなければならない。発起株主でない者に譲渡する場合、譲渡人は、上記の譲渡を採択する株主総会の決議の補充を送付しなければならない。

2. 取引完了日から(登録期限前に取引が完了した場合)又は予定される取引の期限の満了から3営業日以内に、発起株主は国家証券委員会、証券取引所(上場、取引登録株券につき)、証券保管振替センター及び公開会社に取引の結果について報告すると同時に取引を行わない又はこの通達に付随して制定された別表第9により登録された数量まで取引を行わない(場合には)理由を説明しなければならない。

3. この条の規定による発起株主の株券の保有比率の異動に関連する

報告書を受領してから3営業日以内に公開会社は、会社のウェブサイトにおいて開示する。

第28条 公開会社の内部者、公開ファンドの内部者及び内部者の関係者の取引に関する情報開示

1. この通達に付随して制定された別表第10又は別表第11により、取引を行う日の最低でも3営業日前までに、公開会社の内部者、公開ファンドの内部者及びこれらの対象者の関係者は、証券取引所の取引システムを介さない移転の場合(株券、出資証書、転換社債、株券購入権、追加発行出資証書購入権、転換社債購入権の贈与又は受贈、寄付又は受寄、相続、譲渡又は譲受け等の取引)を含む公開会社、公募証券投資会社の株券、株券購入権、転換社債、転換社債購入権又は公開ファンドの出資証書、出資証書購入権の取引の見込みについて情報開示し、かつ、国家証券委員会、証券取引所(上場、取引登録株券、公開ファンド出資証書につき)、公開会社、ファンド管理会社に報告しなければならない。取引の期限は取引登録日から30日を過ぎてはならず、証券取引所からの情報開示から24時間が経過した後でなければ最初の取引を開始することができない。

公開会社の内部者、公開ファンドの内部者及びこれらの対象者の関係者は、一度の登録で公開会社の株券、株券購入権、転換社債、転換社債購入権又は公開ファンドの出資証書、出資証書購入権の購入及び売却の登録を同時になすことができず、かつ、登録された時期及び数量に従い取引を行わなければならない。

2. 取引完了日から(登録期限前に取引が完了した場合)又は予定された取引の期限の終期から3営業日以内に、公開会社の内部者、公開ファンド及びこれらの対象者の関係者の内部者は、国家証券委員会、証券取引所(上場、取引登録株券、公開ファンド出資証書につき)及び公開会社、ファンド管理会社に取引の結果について報告しなければならず同時に取引を行わない、又はこの通達に付随して制定された別表第12又は別表第13により登録された数量まで取引を行わない(場合には)原因を説明しなければならない。

内部者及び内部者の関係者は、前回の取引の完了報告を行わなければ取引の登録及び実行することができない。

3. 取引登録後に取引登録対象者が公開会社の内部者、公開ファンドの内部者又はこれらの対象者の関係者でなくなった場合であっても、取引登録対象者は、引き続きこの条第1項、第2項に定められた情報の報告及び開示を行わなければならない。

4. 公開会社の内部者、公開ファンドの内部者又はこれらの対象者の関係者が同時に大株主、公開ファンド出資証書の5%以上を保有する投資家でもある場合、内部者及び関係者に適用される情報開示義務を履行しなければならない。

5. 証券会社が上場、取引登録組織の内部者の関係者である、又は上場

公開ファンドの内部者の関係者である場合、上場、取引登録株券又は上場ファンド出資証券の取引の過誤を修正するときは、会社は、過誤を修正する取引を完了した時点から 24 時間以内に国家証券委員会、証券取引所、上場、取引登録組織又はファンド管理会社に報告しなければならない。

6. 公開会社の親会社又は公開会社の各政治 - 社会組織 (労働組合、青年団等) が公開会社の株券、株券購入権、転換社債、転換社債購入権の取引を行う場合、この条第 1 項、第 2 項、第 3 項の内部者に対する規定に準じて情報開示義務を履行しなければならない。

7. この条の規定による内部者及び内部者の関係者の株券、株券購入権、転換社債、転換社債購入権の取引又はクローズエンド型ファンド出資証券、クローズエンド型ファンド出資証券購入権の取引に関連する報告書を受領してから 3 営業日以内に、公開会社、ファンド管理会社は、会社のウェブサイトにおいて開示しなければならない。

第 29 条 株式構造をとる ETF 出資証券のスワップ取引に関する情報開示

1. スワップ取引においては、ETF ファンドはこの通達第 26 条及び第 28 条の規定による大株主、内部者及び関係者の情報開示義務を免除される。

2. スワップ当事者が上場組織の内部者及びその関係者である場合、スワップ取引の完了日から 3 営業日以内にこの通達第 28 条 2 項の規定に従い内部者の取引に係る情報開示義務を履行しなければならない。

3. この通達第 26 条の規定の適用を受ける上場組織の大株主である場合、スワップ当事者は、スワップ取引の完了日から 7 日以内に上場株券の保有比率の変更に係る情報開示義務を履行しなければならない。

4. この条第 2 項、第 3 項の規定による会社の内部者、内部者の関係者、大株主のスワップ取引に関連する報告書を受領してから 3 営業日以内に上場組織は会社のウェブサイトにおいて開示しなければならない。

第 30 条 公開買付取引に関する情報開示

公開買付をなす組織、個人及び買付対象公開会社は、証券法及びこれを指南する文書の規定に従い情報を開示しなければならない。

第 31 条 自己株券取引に関する情報開示

自己株券を取引する場合、会社は、証券法及びこれを指南する文書の規定に従い情報を開示しなければならない。

自社の株券を買い戻す場合、買い戻される株券の決済後、会計帳簿に記載された総資産が 10% 以上減少するときは、会社は、株式の買戻の決済義務を果たした日から 15 日以内にすべての知れたる債権者に通知し、かつ、情報を開示しなければならない。

第 8 章

証券保管振替センターの情報開示

第 32 条 証券保管振替センターの情報開示の内容

1. 証券保管振替センターは、以下の事実が発生してから 24 時間以内に情報開示を行う:

a) 保管振替会員, 保管振替会員支店, 清算会員証明書が発給, 回収, 調整に関する情報;

b) 新規株券登録証明書が発給及び株券登録証明書の調整, 補充株券登録証明書が発給に関する情報; 証券登録の取消しに関する情報;

c) 国内証券番号の保留に関する情報;

d) 外国投資家に対する取引番号が発給, 取消に関する情報;

d) 証券保管振替センターに登録された証券の権利の行使に関する情報;

e) 国家証券委員会により証券取引所の取引システム外における譲渡が認められる場合に関する情報;

g) 保管振替会員, 清算会員に対する戒告以上の違反処分の形式に関する情報;

h) 清算会員の決済不能に関する情報, 清算会員資格の休止, 停止, 終了に関する情報;

i) 決済を保障する措置を講じる決済不能の場合の処理及びリスク防止体制に関する情報;

k) 決済システムに生じた不可抗力に関する情報;

l) 公開会社, 上場組織, 取引登録組織における外国投資家の保有比率に関する情報; 外国投資家が購入することできる公開会社, 上場組織, 取引登録組織の株券の数に関する情報;

m) 国家証券委員会の要請に基づく情報開示.

2. 清算会員に対するポジション制限の変更は, 国家証券委員会の認可を受けた後, 適用する 30 日前までに情報を開示する.

3. 毎月, 毎四半期, 毎年, 報告期間の末日から 10 日以内に, 証券保管振替センターは, 以下の情報を開示しなければならない:

a) 国内および国外の投資家の取引口座数;

b) 外国投資家への取引番号が発給, 取消に関する情報;

c) 派生証券取引に対する清算基金, 決済リスク防止基金の管理使用に関する情報.

d) 決済支援基金の管理及び使用に関する情報.

4. 年度の末日から 3 営業日以内に証券保管振替センターは, 情報開示

を行い、かつ、国家証券委員会に報告しなければならず、同時に証券取引所に大規模公開会社名簿を送付しなければならない。

5. 証券市場に関する国際組織の会員となった、又は会員ではなくなった、証券市場の発展に関する行動計画、国際協約への参加を締結した時から3日以内に証券保管振替センターは、この活動に関する情報を開示する義務を有する。

第9章

証券取引所の情報開示

第33条 証券取引所における証券取引に関する情報

1. 取引時間内の情報

a) 取引できる証券の種類の数;

b) 毎取引日の参照値、高値、安値、始値、終値、執行価格、予定価格(板寄せ方式の場合)、各種証券の値動きのレート及び記号、証券の平均価格(Upcom市場につき);

c) 上位3位までの株券、投資ファンド証券、派生証券の売り、買い注文価格とともに当該価格に対応する売り、買い注文数;

d) 残存期間に応じた社債取引の情報: それぞれの取引期限、利回り、直近の取引の出来高及び価値、前取引日と比較した利回りの変化率からなる;

d) 外国投資家の証券取引.

2. 取引日の定期情報

a) 各種証券の状況; 各種派生証券の建玉 (open interest);

b) 当日に取引できる証券の種類の数; 直近の限月の派生証券価格に関する情報;

c) 証券取引所が作成し、かつ、国家証券委員会の認可を受けた証券価格指数; 前取引日と比較したレート及び変動指数;

d) 取引日中の株価の値動き;

d) 注文数、売り/買い注文数及び証券の種類毎の価値;

e) 市場全体の総取引量 (注文照会; 取引日による);

g) 各種証券の取引の価格、数量及び価値:

- 注文照会 (板寄せ方式については注文照会及び取引日による。また、ザラ場方式については取引日による);

- 合意(あれば): 証券取引所の規則により開示が行われる時点、取引情報の種類.

- 上場、取引登録組織による株券の売買取引(あれば).

h) 外国投資家の株券保有比率及び各種証券の購入の上限;

i) 出来高の多い上位 10 銘柄の株券及び直近の取引日からの値動きが大きい上位 10 銘柄の株券に関する取引情報 (価格, 出来高, 市場全体に占める割合, 価格, 出来高の変化, 変化率);

k) 時価総額の大きな上位 10 銘柄の株券及び株価の高い上位 10 銘柄の株券の取引情報 (価格, 出来高, 市場全体に占める割合; 価格及び出来高の変化, 変化率);

l) 社債に関する取引情報 (価格, 出来高, 市場全体に占める割合; 価格及び出来高の変化, 変化率). 社債の種類, 満期日, 取引価格, 現在の利回り, 満期における利回りからなる;

m) 各上場, 取引登録株券の流通株券数;

n) 国家証券委員会の要請に基づく情報開示.

3. 派生証券の種類の新規上場, 上場変更を行う 30 日前までに情報を開示する:

a) 国家証券委員会の認可を経た新規に上場される派生証券契約の契約雛型, 各条項;

b) 証券取引所における派生証券契約の上場廃止, 上場変更;

第 34 条 証券取引所の上場, 取引登録組織; (取引所) 会員, デリバティブ取引会員, デリバティブ市場を開設する会員である証券会社; 上場ファンドを管理するファンド管理会社, 公募証券投資会社に関する情報

1. 上場, 取引登録組織に関する情報

a) 上場, 取引登録活動に関する一般情報:

- 新規上場, 取引登録, 取引開始日に関する情報;

- 上場, 取引登録廃止に関する情報;

- 上場, 取引登録の変更に関する情報;

- 再上場, 取引登録に関する情報;

- 上場, 取引登録規程による上場, 取引登録組織に対する違反処分に関する情報;

- 証拠金取引ができない証券に関する情報;

- 取引を制限された証券に関する情報;

- 公開会社, 上場組織, 取引登録組織の外国保有比率に関する情報.

b) 上場, 取引登録組織が証券取引所の情報開示手段を通じて情報開示を行う定期, 臨時及び要請に基づく情報.

2. (取引所) 会員, 派生証券取引会員, 証券取引所におけるデリバティブ市場を開設する会員である証券会社に関する情報

a) 会員に関する一般情報:

- (取引所) 会員, デリバティブ取引会員の承認, デリバティブ市場を開設する会員の選定に関する情報;

- 証券取引所の取引会員規程による (取引所) 会員, デリバティブ取引会員, デリバティブ市場を開設する会員, 取引代理人の違反処分に関する情報;

- (取引所) 会員, デリバティブ取引会員資格の終了, デリバティブ市場を開設する会員の市場開設契約の終了に関する情報;

- 四半期, 半年及び年度毎のシェアが上位 10 位に含まれる会員の委託売買代金に関する情報;

- その他の各情報;

b) 会員証券会社, デリバティブ取引会員, デリバティブ市場を開設する会員が証券取引所の情報開示手段を通じて情報開示を行う定期, 臨時及び国家証券委員会又は証券取引所の要請に基づく情報.

3. 上場公開ファンド, 公募証券投資会社を管理するファンド管理会社に関する情報

a) 上場ファンドを管理するファンド管理会社, 公募証券投資会社に関する一般情報:

- 上場ファンドを管理するファンド管理会社, 公募証券投資会社数に関する情報;

- ファンド管理会社が管理する上場証券投資ファンド, 公募証券投資会社数に関する情報;

- 証券取引所の上場/情報開示規程による上場ファンド, 公募証券投資会社に対する違反処分に関する情報;

- その他の各情報;

b) ファンド管理会社が証券取引所の情報開示手段を通じて情報開示を行う定期, 臨時及び要請に基づく上場ファンド, 公募証券投資会社に関する情報.

4. 証券取引所は, この通達第 33 条, 第 34 条の規定に従い事実が生じたとき

又は上場, 取引登録組織, 会員証券会社, ファンド管理会社, 公募証券投資会社及び関係を有する組織, 個人の報告, 通知, 完全かつ適式な情報開示書類受領したときは, 直ちに情報開示しなければならない.

第 35 条 証券市場, 派生証券市場の監督に関する情報及び証券取引所の活動に関する情報

1. 証券市場, 派生証券市場の監督に関する情報は以下を含む:

a) 上場証券, 上場派生証券に対する取引休止又は取引の再開の許可の関する情報;

b) 注意, 監理, 特別監理とされた, 又は注意, 監理, 特別監理ではなくなった証券に関する情報;

c) 値幅の変更, 新規ポジションの開設の制限, 注文制限, 累積注文制限の適用に関する情報;

d) 国家証券委員会の認可を受けた派生証券契約の雛型, 条項の廃止又は修正に関する情報;

d) 上場, 取引登録組織の大株主, 譲渡制限期間にある発起株主の取引の取引, 内部者及び内部者の関係者の取引, 公開買付取引, 自己株券取引に関する情報;

e) 上場, 取引登録組織, 会員証券会社, ファンド管理会社, 公募証券投資会社, デリバティブ取引会員, デリバティブ市場を開設する会員, 清算会員の情報開示の規定違反に関する情報;

g) 証券取引所の規則による証券市場, 派生証券市場活動に関する法令の違反処分に関する情報;

h) 国家証券委員会, 証券取引所の規定による国家証券委員会, 証券取引所の市場の管理, 監督に関する手引き, 通知.

2. 証券取引所の活動に関する情報:

証券市場に関する国際組織の会員となった又は会員ではなくなった, 証券市場の発展に関する行動計画, 国際協約への参加を締結した時から3日以内に, 証券取引所は, これらの活動に関する情報を開示する義務を有する.

第10章

施行条項

第36条 施行効力

この通達は, 2016年1月1日から施行効力を有し, かつ, 証券市場における情報開示を指南する2012年4月5日の財務省の2012年通達第52号(52/2012/TT-BTC)に代わる.

第37条 実施組織

1. 国家証券委員会, 証券取引所, 証券保管振替センター及びその他の情報開示対象者は, この通達を実施する責任を負う.

2. 証券取引所は, この通達の各規定及び証券取引所の情報開示システムに合致した情報開示対象者に適用される情報開示の方式の詳細を指南する責任を負う./.